

第4章 施策推進の方向

1 障がい福祉サービスの充実

障がいのある方やその家族が安心して地域の中での自立生活が送られるよう、障がい福祉サービス、地域生活支援、保健・医療の提供量の確保を図り、支援体制の充実を図ります。

◆障がい福祉サービス事業

現状と課題	対応方向
1 障がい福祉サービスの充実 ①障がい福祉サービス事業所等の就労の場は、働く場・生産活動の場としての役割のみならず、障がい者の日中の居場所や多くの人とのふれあいの場・困ったときの相談の場となるなど、多くの役割を担っています。 アンケート結果でも、家族や親戚、友人・知人、医療関係者に次いで施設の指導員やサービス事業所の方への相談が多くなっています。 また、市内には指定特定相談支援事業所及び障がい児相談支援事業所が2か所ありますが、指定一般相談支援事業所はありません。 相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所と連携を図り、アセスメントにより必要なサービスの提供を行う必要があります。 ②障がいの重度化・重複化や障がいのある方の高齢化が進む中、障がいのある方のニーズに応じた適切なサービスが提供される必要があります。	①適切な障がい福祉サービスの提供 支援内容が多様化する中、引き続き障がいのある方が個々のニーズに応じた自立した日常生活又は社会生活を営むことができ、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、相談支援事業所やサービス提供事業所と連携を図り、特性に応じたサービスが提供できるように努めます。 ②重度・重複障がい者（児）への対応 重度・重複障がい者（児）の障がい重度化・重複化、高齢化に対応した医療サービス・福祉サービスの提

「身体障害者手帳」所持者も 65 歳以上の方が 75%を超えており、またアンケート結果でも、在宅で 60 歳以上の方の割合が約 67%を占めており、高齢化が進んでいます。介護している家族でその中心となっているのは、配偶者が 39%、父母・祖父母が約 26%と全体の 6 割以上を占めています。

また、介護の中心となっている方の平均年齢は 62 歳で、2 割の方が健康状態がよくないと回答しています。介護者の高齢化も進み、健康問題など家庭での介護力の低下が危惧されます。⑤⑥

在宅の重度・重複障がい者（児）が、家族と地域で安心して暮らせるよう、ショートステイなどサービスの充実を図る必要があります。

アンケート結果によると、現在在宅生活を送っている障がい者の 1 割の方が今後 3 年以内にショートステイや日中一時支援を利用したいと考えていますが、高齢化する介護者の負担軽減のためにも、このようなサービスの充実を図る必要があります。⑭

③障がい福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっています。高齢障がい者が介護保険サービスを利用する場合、障がい福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるため、利用者負担が新たに生じることや、これまで利用していた障がい福祉サ

供を図ります。

③介護保険制度との調整

介護を必要とする高齢の障がいのある方等を支援するため、介護保険制度における訪問介護、通所介護、短期入所などの各種サービスとのスムーズな移行のための調整を図ります。

65 歳以上に至るまで相当の長期間にわたり障がい福祉サービスを利用して一定の高齢障がい者に対し、介護保険サービスの利用者負担

ービス事業所とは別の介護保険事業所を利用するという状況があります。

障がいのある方の高齢化が進む中、介護保険で提供される介護サービスと障がい者施策で提供される福祉サービスについて連携を図り効果的なサービスを提供するための調整が必要です。

④障がいのある方の雇用の促進については、ノーマライゼーションの理念の浸透と障がいのある方の自立意識により改善がみられます。

しかし、アンケート結果によると、障がいの方が働くために必要なことの中で最も多い回答は、「職場での障がいへの理解」でした。障がいのある方の雇用の促進するためには、職場の障がいへの理解が欠かせない状況にあります。⑬

平成28年度の県内雇用率は2.47%と「障害者法定雇用率」の2.0%を上回っていますが、宇部公共職業安定所（ハローワーク宇部）管内（宇部市、山陽小野田市、美祢市）の雇用率は1.96%にとどまっています。

そのため、障がいのある方の一般就労を促進するため、障がいのある方に対し一般就労や雇用支援策に関する情報提供をする必要があります。

また、就労移行支援等を利用し、一般就労に移行する障がい者が増加している中で、就労に伴う環境変化に生活面の課題が生じることが考えられます。

が軽減されるよう障がい福祉制度により利用者負担を軽減（償還）する仕組みを設け、介護保険サービスの円滑な利用を促進します。

④就労に向けた支援

ハローワークとの連携を図りながら、障がい者の方に各種障がい者雇用支援制度や障がい者雇用納付金制度の周知に努めます。

障がいのある方の就労のニーズに対応し、ハローワーク、「障害者就業・生活支援センター」、相談支援事業所等と連携を図りながら、障がいのある方の就労相談支援に努めます。

また、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者の方で、就労に伴う環境変化に生活面の課題が生じている方に対し、企業や自宅等を訪問し、生活リズム、家計や体調の管理などに必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施します。

市内の平成 29 年 4 月時点の障がい福祉サービスにおける就労の場として、就労移行支援事業所は「グリーンヒル山陽」、「くるほ」、「まつば園」の 3 事業所があり、就労継続支援 B 型事業所は「グリーンヒル山陽」、「まつば園」、「おれんじ」、「レインボー」、「スマイルサポート」、「第 2 スマイルサポート」、「いちご」の 7 事業所があります。就労継続支援 A 型事業所は市内にはありません。

⑤利用者や障がい福祉サービス事業所などの関係者との協議を進めながら、一般就労への支援を進めていくとともに、福祉の就労の場の安定的な確保と工賃の底上げを図る必要があります。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づく「物品等の調達方針」を毎年度策定し、障がい者就労系事業所等からの物品の購入や役務の発注の促進に努めています。

⑥障がい福祉サービス事業所の研修会等を実施して専門性の向上や事業所間の情報交換などを促進する必要があります。

⑤「障害者優先調達推進法」の推進

福祉施設における障がいのある方の仕事の確保に向け「国は、公共調達における競争性及び公共性の確保に留意しながら受注機会の増大に努めること」としています。

また、地方自治法施行令の改正により、随意契約が可能な場合として福祉施設で制作された物品の買い入れや役務の提供を受ける契約を追加しており官公需にかかる受注機会の拡大や共同受注に取り組み、工賃の確保に努めます。

⑥自立支援協議会定例会の開催

障がい福祉サービス事業者や相談支援事業所等の相互の情報交換による意識啓発や資質の向上等を自立支援協議会定例会で行います。

2 地域生活への移行支援

①施設入所者や退院可能な精神障がい者等に対しては、住居の確保等、地域生活への移行に向けた準備が必要となります。

①-1 相談支援体制の充実強化

障がいのある方が地域で安心して地域生活を継続できるように地域定着支援を利用しながら、相談支援事業者を中心に関係機関と連携して、

そのためには、福祉サービスの見学体験のための同行支援、地域における生活に移行するための生活に関する相談等の支援や住宅でひとり暮らしをしている障がいのある方に対する夜間を含む緊急時における連絡・相談等の支援を実施する必要があります。

②退院可能な精神障がい者に地域生活への移行を進めるためには、地域住民の理解をはじめ、関係者が連携した支援が必要です。

アンケート結果から、在宅生活者の８割が一人暮らし、家族との同居、グループホームといった在宅での生活継続を希望し、施設生活者の２割が在宅生活を希望しています。障がいのある方の在宅生活の継続や、在宅生活の希望が叶えられる地域づくりを進める必要があります。⑨

また、在宅生活の継続や開始のために必要な支援として、「経済的負担の軽減」が最も多く、次いで「在宅医療ケア」「在宅サービス」「住居の確保」などの基盤整備への回答が多くあります。また、「相談対応や生活訓練の充実」といった支援サービスも求められています。⑪

③障がいのある方が地域で安心して生活していくために

相談支援体制の充実強化を図ります。

①-2 関係機関との連携

相談支援の実施に当たっては、その内容が多岐にわたり、問題が複雑化するケースもあるため、関係機関との連携を図ります。

施設や病院からの退所者等が地域で円滑に移行できるよう、医療機関や障がい者支援施設等と連携を図り、地域移行の推進を図ります。

また、自立訓練や地域移行支援、地域定着支援などの制度周知に努めます。

②地域生活支援体制の強化

病院から在宅への移行や在宅生活の継続など、精神障がい者の社会参加に向けて健康福祉センター等、精神保健福祉に係るネットワークを構築し、地域生活の支援体制の強化を図ります。

③日常生活用具や住宅改修費用の
助成

は、障がい種別や程度に応じた住宅の改造やバリアフリーに応じた住宅の普及、確保が必要です。	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度障がい者が段差解消など住環境の改善を行う場合、日常生活用具の購入費や「手すり」、「スロープ」などの住宅改修費を助成します。
3 サービス提供体制の確保 ①入所施設中心の福祉から地域福祉、在宅福祉へと施策の流れが変わる中で、障がいのある方の高齢化や重度化に伴い、適切に対応できる在宅福祉サービスを提供していくことが求められています。 訪問系サービスは、障がいのある方が居住する地域で安心して生活するための障がい福祉サービスであることから、さらに介護給付サービス提供基盤の整備が必要です。 現在市内には、8か所の居宅介護事業所と3か所の同行援護事業所があります。 障がいの特性や一人ひとりのニーズを把握した効率的・効果的なサービスの提供や重度の障がいのある人に対するサービスの充実が必要です。 ②行動援護は利用者がいない状況であるが、今後在宅への移行に伴い増加することが考えられます。重度障がい者等包括支援や自立訓練（機能訓練）は、サービス提供基盤がない状況です。 また、医療的なケアを必要とする障がい者の受け入れ体制や、緊急に入所が必要な障がい者の支援システムの構築、グループホームの体験利用など、障がいに応じた受け	①-1 相談支援体制の強化 障がい者への相談支援体制を強化することにより、障がいのある方自らが必要なサービスを選択し、自立した生活を送れるような様々な支援の充実を図ります。 ①-2 支援体制の整備 利用者本位の考え方に立って、個々の障がい者の様々なニーズに対応するサービスの量的・質的な充実に努め、障がいのある人が豊かな地域生活を送れるような支援体制を整備します。 障がい者が必要とするサービスについて、質の高いサービスを円滑に提供できるように体制を確保します。 ② サービス提供体制の確保 施設や病院からの地域移行を希望する人について、グループホームの入居など地域への移行を支援します。 地域移行後の居住の場として受け皿となるグループホームについては、現在市内に2ヶ所あり、整備状況は充分とはいえません。今後も圏域内の状況を見ながら整備について検討していきます。 住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、障がい福祉サービス事

入れ体制や在宅に向けたサービス提供基盤の整備が必要です。 ③医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）に対する支援が必要です。	業所に対して「障害者福祉施設整備費補助対象事業」での整備補助制度を周知していきます。 県や関係機関と連携し、施設や病院からの退所者等が円滑に地域移行できるよう、医療的ケアが必要な重度障がいのある方の在宅生活を支援するサービスの提供体制の確保に努めます。 ③障がい児支援体制の整備 障がい児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、児童発達支援センターの設置や重症心身障がい児に対する支援体制の充実、また医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置など、地域における支援体制の整備の調整に努めます。
4 介護者支援の充実 ◇障がいのある方が住みなれた地域で自分らしく生活できるようにするためには、在宅で介護している家族の負担を軽減するしていくことが求められています。	◆介護負担軽減の支援の充実 障がいのある方を介護している家族等の介護負担の軽減や就労支援、不安の解消等を図るため、障がい者の日中活動の場の確保（地域生活支援事業の日中一時支援）や短期入所などの支援に努めます。

◆障がい者（児）の地域生活支援事業

現状と課題	対応方向
1 地域生活支援事業の充実 ①障がいのある方やその家族が抱えるさまざまな生活上の問題を解決していくためには、必要な時に身近な地域で、気軽に相談できる体制の整備が必要です。 平成 23 年 4 月に開設された「相談室のぞみ」は平成 26 年 4 月に「指定特定相談支援事業所のぞみ」として市内で唯一の相談支援事業所となりました。 平成 29 年 4 月からは「相談支援事業所のぞみ」として障がい児の相談を含めた相談支援事業を実施しています。 広域では総合的な相談に応じる機関として「宇部市障害者生活支援センターぴあ南風」、「生活支援センターふなき」、「神原苑障害相談支援センター」があり、24 時間体制で相談に応じています。 また、身近な相談窓口として、「身体障害者相談員」や「知的障害者相談員」を委嘱しています。 障がいの方が地域において自立した生活を送るにあたっての課題について共有し、解決に向けて取り組むことが必要です。	①-1 相談支援事業の充実 障がいのある方やその家族が、それぞれの特性に対応した相談を受けられるよう、引き続き相談支援事業の充実に努めます。 障害福祉課を「基幹型相談支援センター」として位置づけし、各相談支援事業所との連携を図り、相談支援の中核的な役割を担います。 また、相談窓口の周知について啓発を行います。 ①-2 自立支援協議会の充実 障がい者等への支援体制の整備を図るため自立支援協議会と連携し、関係機関、関係団体及び障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する分野の関係者によるネットワークを深めていきます。 また、定例会において個別相談の情報を共有することにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、具体的に協議していき、地域の実情に応じた支援体制の整備を進めます。 定例会等からの課題に対し、専門部会を開催し、課題解決に向けて協議をおこないます。 ①-3 相談支援専門員の資質の向上 相談支援専門員の資質の向上を図るための研修等を実施します。 ①-4 地域の相談員との連携 障がい者相談員との連携のほか、民生委員・児童委員との連携強化に努めます。

②障がいのある方が、地域で共に生活することができるようにするとともに、その社会参加の促進を進めるには、外出のための移動支援、円滑なコミュニケーション手段の確保が不可欠です。

障がいのある方の社会参加を促進するため、意思疎通支援事業や移動支援、同行援護、自動車運転免許取得や改造のための費用助成を実施していますが、障がいのある方が必要なサービスを受けられるよう、今後も制度の普及啓発が必要です。

また、活動への積極的な参加を促進していくために、各種催しを開催する際には、意思疎通支援者を配置するなど、障がい者が参加しやすい環境を整える必要があります。

障がいのある方の自立と社会参加の促進を図るため、障害のある方のニーズを的確に把握し、障がいの特性に応じた適切なサービスが提供できるよう、専門的知識を持った質の高い福祉人材を養成することが課題となっています。

②-1 地域生活支援事業の充実

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域生活支援事業の各種サービスを継続しておこなっていきます。

障がいや疾病などの理由により、日常生活に不安のあるひとり暮らし等の障がいのある方や高齢者が安心して生活できるよう緊急事態に備えた緊急通報システムの普及に努めます。

②-2 意思疎通支援事業の充実

意思疎通を図るために支援が必要な聴覚・言語障がいのある方等に、手話通訳又は要約筆記等の方法により意思疎通支援者の派遣を行い、健聴者との円滑な意思疎通を図ります。

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、コミュニケーション支援体制の充実を図るため、手話奉仕員を養成します。

また、手話奉仕員から手話通訳者、手話通訳士と手話通訳のレベルアップを図り、障がい者の意思疎通支援の円滑な実施が図られるよう、県との連携を図ります。

聴覚障がい、視覚障がいの方など、意思疎通が困難な方に必要な日常生活用具の給付事業の周知に努めます。

②-3 外出支援事業の実施

屋外での移動が困難な障がいのある方等に、社会生活上必要な外出及び余暇活動等社会参加のための外出支援を行います。

また、移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方の外出の際、同行し、代筆・代読を含む必要な外出支援を行います。

③賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある方に対し、相談・助言を行う必要があります。	「身体障害者手帳」及び療育手帳を持っている方が自動車運転免許の取得をする場合や重度の肢体不自由障がい者が自動車の改造をする場合に、費用の一部を助成し、社会参加の促進に努めます。 ②-4 自発的活動支援事業の実施 障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方やその家族、地域の方による交流活動や災害対策活動、見守り活動等に対して支援します。 ③住居の確保 賃貸契約による一般住宅への入居が困難な方に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を行います。 市営住宅入居については、障がいのある方等について、一定の条件により、優先枠住居がある場合に優遇措置を受けることができることを周知します。
2 地域生活支援拠点の整備 ◇入院中の精神障がい者の地域生活への移行については、地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備が必要です。	◆地域生活支援拠点の整備 障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を整備し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。 地域生活支援拠点として24時間体制での相談支援事業を実施し、緊急時の受け入れ・対応を含めた専門的な相談体制を構築します。

3 日中活動の場の充実

◇障がいのある方が住みなれた地域で自分らしく生活するために、日中活動の場を充実していく必要があります。

◆日中活動の場の利用促進

障がいのある方が自立した生活を送ることができるよう日中活動の場として、一般就労への移行に向けての就労移行支援や就労継続支援の事業の利用促進を図ります。

また、既存の生涯学習等も視野に入れたインフォーマルなサービスを含めて余暇活動の充実に努めます。

4 防災、防犯支援体制の確保

①障がいのある方は災害時にはその行動に多くの困難が伴い、厳しい環境下に置かれることも少なくないことから、平常時から市民や関係機関、行政機関の相互の協力により、障がいのある人に配慮した防災・防犯対策を総合的に推進していくことが必要です。

アンケート結果から、地区の避難所を「知っている」方は65%、「知らない」方は35%でした。

災害時の不安で最も多い内容は、「避難先での生活」で、次いで「避難する際の移動」でした。

避難所で具体的に困る内容としては、「トイレ」が一番多く、次いで「薬や医療」、「プライバシーの保護」の順でした。

実際に避難時の準備をしている方は在宅の方の21%と少ない状況でした。準備している方の中での準備内容としては、「食料や水などの防災用品の用意」が一番多く、次

①-1 災害時支援体制の構築

災害発生時に障がいのある在宅者の避難誘導を迅速に行うためには、本人や家族以外に近隣住民の協力体制が不可欠となることから、災害情報の伝達や避難誘導、見守り活動等の支援体制づくりを、地域の自主防災組織や民生委員、社会福祉協議会等と連携を図りながら進めます。

また、避難行動要支援者リストの作成を行い、災害時における安否確認等に活用します。

①-2 避難所等の整備

障がいの種類や程度は様々でありまた、環境の変化により心身の状態が大きく変わるため、避難所において障がいのある人などに配慮した生活・支援が可能となるよう、障がいの特性を踏まえた避難所の整備や緊急受入先の確保を障がい者支援施設と連携を図りながら進めます。

①-3 防災体制の充実・強化

要援護者の生命、身体及び財産を守るため作成された「災害時要援護者支援マニュアル」に則り、地域の実情にあった自主防災組織の育成・

いで「必要な医薬品などを安全な場所に保管し、すぐに持ち出せるようにしている」、「服用している医薬品などが周りの方に分かるように、メモなどを常備している」の順でした。避難する際の移動や避難所での生活など、障がいのある方は災害時の行動に多くの困難が伴い、厳しい環境下に置かれることが少なくないことから、防災・防犯対策は障がいのある方に配慮したものでなければなりません。

⑬

強化を図り、防災体制の充実・強化に努めます。

①-4 避難所の確保及び提供体制の整備

災害発生時、避難の必要な障がいのある方についての福祉避難所を確保し、障がい者やその家族が不自由なく避難場所で生活するための環境整備に努めます。

また、大震災など市内施設だけでは対応できない場合を想定し、宇部市、美祢市を含めた圏域での避難場所の協力体制の確立に努めます。

さらに、障がいの特性に合わせ、必要な物品（ストマ装具や紙おむつなど）の提供体制の整備をおこないます。

①-5 防犯体制の整備

各障がい福祉事業所で定期的な防犯訓練を実施することにより、防犯体制の機能強化を図ります。

◆障がい者（児）の保健・医療の充実事業

現状と課題	対応方向
1 早期の気づき・早期療育の推進 ①障がい対策の基本は、まず障がいの発生を未然に防ぐことにあります。各年代の課題に応じた保健指導による障がいの発生予防の取り組みが必要です。 障がいの早期の気づき、早期治療、療育を行うため、医療機関と密接な連携により、妊婦の健康診査、訪問指導、乳幼児の健康診査及び育児相談に努めています。 早期療育を推進するため、保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携し、相談、治療、療育など一貫した体制の中で対応する必要があります。 今後は、ますますの連携の強化と療育システムの充実が求められています。 さらに、乳幼児の疾病や事故防止について、保健指導を充実していくことが必要です。 ②発達障がいのある方は、障がい自体が周囲から気づかれにくく、集団に入って初めてその特徴が明らかになることが多いため、適切な対応が遅れ、障がい者施策の対象とな	①-1 関係機関の連携 乳幼児の身体面や精神面での発達の遅れや障がいにできるだけ早く気づき、少しでも早い時期に治療、訓練、療育などを行い、その子どもの発達を支えていくため、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が互いに連携を図り、保護者と協力して、早期療育を進めていく必要があります。 ①-2 知識の普及啓発 相談窓口の充実や診査機関への連携に努めるとともに、周囲の理解を得るために、保護者をはじめ、幼児に接することの多い関係機関に対し、早期の気づきに結びつくような知識の普及を行い、本人及び保護者が早期に専門的な支援が受けられるように努めます。 ①-3 早期の気づき 乳児健康診査、1歳6ヶ月児及び3歳児健康診査、育児相談、「スマイル相談」家庭訪問等により、疾病や障がいの早期の気づきに努めます。 年中児の相談事業により、保護者や幼稚園教諭、保育園の保育士の「気づき」から子どもの発達特性を理解し、適切な環境による発達支援を促します。 ②支援体制の充実 「障害福祉課」を基幹型相談支援センターとして、各課、各事業所と支援のネットワークづくりに取り組み、発達障がい者（児）の支援体制の充実を図ります。

っていない方もいます。

アンケート結果から、発達障がいが分かったきっかけは、「幼児健診」が一番多

く、次いで「病院での診察」「家族や身内の人が気づいた」の順になっています。

幼児健診など早期診断が多い一方で、小中学校や職場での指摘といったケースもあり、早期の気づきとその後の適切な支援体制の確立が必要です。⑦

また、障がいのある幼児を地域の保育園や幼稚園でも受け入れる体制が次第に広がってきましたが、更なる保育や就園機会の確保を図って、今後も体制を強化していく必要があります。

障がい児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、通所支援の充実が図られてきましたが、重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児に発達支援を受ける機会が提供されていない現状があります。

③学習環境の整備については、小・中学校で教育を受けることができる障がいのある児童生徒については、学校施設の改善などの課題があります。環境の整備に努めることが必要です。

発達の遅れや障がいなどが発見された場合については、「げんきっこクラブ」の利用や、乳幼児発達クリニックや療育相談会等を効果的に活用します。

また、気になる年中児を対象に心理・就学相談を実施し、早期の気づき、支援に努め、「障害児通所支援」の早期療育につなげるとともに、円滑な就学につなげています。

「障害児通所支援」では一人ひとりの状況を勘案した個別支援計画のもと、児童発達支援センターや児童発達支援事業所などが適切なサービスの提供に努めます。

また、通所施設との連携を図りながらフォロー体制の充実を図るとともに障がい児を抱える保護者の交流、相談の場を確保し不安解消に努めていきます。

保育園等においては、障がい児が集団生活へ適応するために必要とする専門的な支援等を行います。

また、重度の障がい等の状態にある障がい児で、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

③学校における施設整備の推進

障がいのある児童生徒が、小・中学校で安全で快適な学校生活を送れるよう障がい者への合理的配慮に留意し、必要に応じ出入口のスロープやトイレの改修等学校施設のバリアフリー化を進めるとともに、学校施設の新築時等においては、「バリアフリー新法」や「山口県福祉のまちづくり条例」等に基づく障がい児の在籍状況を踏まえた学校施設整備に取り組めます。

④ 高齢化に伴い、脳血管疾患後遺症や整形外科系疾患、また糖尿病による腎機能疾患などで「身体障害者手帳」を取得される方が増加しています。 また、認知症により精神保健福祉手帳を取得される方もいます。 成人、高齢者においては障がいの発生に関与する生活習慣病予防と介護予防対策への取り組みが必要です。	④-1 保健事業の充実 障がいの原因となる生活習慣病の予防や早期発見のための健康診査を実施するとともに、予防に向けた知識の普及や啓発を図るための健康相談、健康教育の充実を図ります。 各種健康診査の受診勧奨及び健診の結果として指導が必要な人へ保健指導を充実させます。 脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の予防のため、健康づくりを積極的に展開し、市民の健康を支援する社会環境づくりや地域活動の強化に努めます。 ④-2 介護予防事業の推進 高齢者については、地域包括支援センターを中心に関係機関と連携し転倒、骨折予防、閉じこもりの防止及び認知症予防を重点に介護予防に努めます。
2 重度心身障がい者医療の助成 ◇障がいの重度化により医療費負担が増加しており、公費負担医療費制度の適用等により負担軽減を進めていく必要があります。	◆重度心身障がい者医療の助成 重度の障がいのある方に対し、医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額を公費助成する重度心身障がい者医療費助成を行います。助成については、県と共同で実施しており、経済的負担の軽減と保健福祉の増進を図ります。
3 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神障害者通院医療）の給付 ◇障がいの原因となっている疾患を軽減又は改善をするために継続した治療をおこなう必要があります。通院等が長	◆自立支援医療（更生医療・育成医療・精神障害者通院医療）の給付 障がいのある方とその家族に対する医療費負担の軽減と自立更生を図

期にわたるため、治療を中断しないよう負担を軽減する支援が必要です。 障がいのある方が安心して治療を受けられる受診体制の整備が求められています。	るため、人工透析を要する慢性腎不全、精神疾患等、継続的な医療が必要な障がいのある方に、医療負担を補助する制度として自立支援医療（更生医療・育成医療・精神障害者通院医療）を継続していきます。
4 その他の保健・医療の充実 ①近年、障がいの重度化・重複化や障害のある方の高齢化が進む一方疾病、事故等に伴う新たな障がいのある方も年々増加するなど、ニーズに応じた適切なサービスが提供される必要があります。 高次脳機能障害は、身体機能の明らかな障がいがないこともあり、「捉えにくい障がい」として理解されないこともあります。支援を必要としている人が、必要なサービスを利用できるよう、特性に応じた対応をしていく必要があります。 ②難病患者に対して、早期から適切な受診ができるように、患者のニーズに沿った在宅医療の提供が求められています。 難病患者を対象とする居宅生活支援事業が平成24年度末をもって廃止され、平成25年度から「障害者総合支援法」に難病等が加わり、障がい福祉サービスや相談支援の対象となり、利用できるサービスが広がりました。それにより、患者や家族の生活の向上が図られていますが、重症難病患者のニーズに沿った対応ができるよう一層の充実を図る必要があります。	①高次脳機能障害の支援 脳血管疾患や脳外傷により発生する高次脳機能障害について、山口県立こころの医療センター内の「高次脳機能障害支援センター」とも連携して相談支援に努めるとともに、障がいに対する理解の促進に努めます。 また、高次脳機能障がい支援センターや「障害者就業・生活支援センター」等と連携し、地域住民や企業に対する普及啓発活動を実施し、高次脳機能障がいについての理解の促進を図るとともに、生活や就労について支援体制を充実します。 ②難病対策の推進 難病患者を地域で支援し、難病患者及び家族の療養上または生活上の悩み、不安等の解消を図るため、健康福祉センターの相談窓口にて様々なニーズに応じたきめ細やかな支援が行われるよう連携を図ります。 難病患者や家族の生活の質の向上を図るため、在宅医療を支援し、重症難病患者のニーズに沿った対応ができるよう努めます。 また、難病患者やその家族などに対し、対象となる障がい福祉サービスや医療費助成制度の周知と活用促進に努めます。

③「心の健康」をはじめとする精神の健康の維持・向上を図るために、精神障がい者の人権に配慮した適切な医療とともに、精神障がい者の社会復帰を促進することが重要です。

ひきこもりや職場のストレスなどの心の健康や精神障がいに関する問題が増加しており、精神保健福祉センターをはじめ、専門機関との連携が必要です。

③精神保健対策

「心の健康」に関する知識の普及・啓発を図り相談体制の充実に取り組むとともに、関係機関等の連携を図ります。

精神通院医療の活用を図り、精神科デイケアや訪問看護を含め通院医療の充実を促進します。

かかりつけの医療機関や地域の関係機関との連携を図ります。

2 障がい者が安心して暮らせる地域づくり

障がいのある方の地域での自立生活を支援するため、障がいのある方へのコミュニケーション手段の確保、外出支援、バリアフリー化の推進など、社会参加しやすい環境づくりに取り組みます。

◆障がい者(児)の社会参加促進事業

現状と課題	対応方向
1 社会参加促進事業 ①「身体障害者手帳」1～3級（4級の下肢、心臓、呼吸器機能障害）、療育手帳、「精神障害者保健福祉手帳」1級所持者の方に、タクシー料金の初乗運賃の助成を行っています。 アンケート結果によると、現在在宅生活を行っている障がいの方の約1割が移動支援を、約2割の方が福祉タクシーを今後3年以内に新たに利用したいと考えています。障がいの方の社会参加のためには、外出のための移動手段の確保が不可欠です。⑭ また、障がい者やその家族が生きがいをもって暮らせるよう、自らが関心のある活動に積極的に参加できる社会参加の促進が課題となっています。 施設整備としては、市民館、市役所、図書館等にオストメイト対応トイレを設置しています。 ②歩行や車の乗降が困難な障がいのある方や高齢者が、公共施設や店舗等を訪れた際に	①社会参加の促進 身体障がい者等が利用するタクシーの料金を一部助成することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図ります。 また、各種イベントを開催することにより、社会参加を促します。 多機能トイレの整備や障がい者用駐車スペースの確保など、障がい者が利用しやすいよう施設整備を推進します。 ②「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の普及啓発 公共施設や店舗などに設置されて

必要な駐車スペースを確保できるように「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」を実施しています。 また、市民への制度理解を深めるため、今後も普及啓発が必要です。 ③身体障がい者補助犬に関する相談窓口の周知や補助犬同伴に係る意識啓発を図る必要があります。	いる障がい者用駐車場を適正に利用してもらえるよう、県が実施する「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の普及啓発を図ります。 ③身体障がい者補助犬制度の周知 身体障がい者補助犬に関する制度の周知に努め、病院等の民間施設や民間企業等への補助犬同伴についての意識啓発に取り組みます。 補助犬を使用する障がいのある人が自立した日常生活や社会参加が営むことができる社会づくりを進めます。
2 障がい者団体支援 ◇障がい者団体（「山陽小野田市障害者協議会」、山陽小野田市肢体不自由児（者）父母の会、山陽小野田市手をつなぐ育成会）へ障がい者の社会参加を支援するため補助金を交付しています。 家族同士の悩みの共有や病気の理解の促進のため、精神保健家族会への団体支援も必要となります。	◆障がい者団体への支援 障がい者団体への補助金の交付を行い、社会参加への支援に努めます。
3 障がい者スポーツ、文化芸術の振興 ①障がいの有無にかかわらず、誰もが日常的にスポーツやレクリエーションを親しむ環境づくりが求められています。 アンケート結果によると、1 か月以内にスポーツをおこなった方は 58 人、今後参加	①スポーツによるまちづくりの推進 障がい者スポーツへの理解と関心を深め、トップレベルのスポーツを身近に感じることによるスポーツ機運の醸成、障がいのある人の新たなスポーツへの挑戦など、スポーツによるまちづくりに取り組みます。

したい、参加し続けたいと回答した方は 99 人います。

また、障がいのある方のスポーツを推進するために必要なこととしては、「移動手段の確保」が一番多く、次いで「指導者の確保」、「場所の確保」の順となっています。⑮

②市ではふれあい運動会を開催し、障がいのある方への理解や一般市民との親睦を深めてきました。年々、参加者が増加しており、今後も継続に向けて取り組んでいきます。

③キラリンピック（山口県障害者スポーツ大会）や全国障害者スポーツ大会への出場は、スポーツをしている障がい者にとって、励みであり目標です。

障がい者のスポーツ・レクリエーション等が多様化する中、障がいの状況に合わせた参加しやすいプログラムや参加のきっかけづくり、各活動についての情報提供や活動を支える指導者・ボランティアの人材育成など、推進基盤の充実を図る必要があります。

④多くの人たちと交流やふれあい等を通じて自己実現を図り、健康でいきいきとした生活が送れるよう、スポーツ・レクリエーションの場の提供など、参加機会の拡充を進める必要があります。

②ふれあい運動会の実施

ふれあい運動会は、障がいのある方同士の親睦と地域住民が障がいのある方に対する理解を推進するとともに、障がいのある方の体力の維持、増強を図り、社会参加する意欲を喚起する目的で、毎年社会福祉協議会と連携して実施していきます。

③スポーツ大会への参加の促進

山口県及び山口県障害者スポーツ協会が主催するキラリンピック（山口県障害者スポーツ大会）や全国障害者スポーツ大会派遣選手選考会への出場を支援し、スポーツ大会への参加を促進します。

④スポーツの機会の拡大

障がいのある方も生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を図っていきます。

障がい者スポーツ大会の開催情報などについて、障がい者関係団体や通所系障がい福祉サービス事業所などへの周知に努めます。

⑤優れた文化・芸術にふれあう機会や障がいのある方を含めた市民誰もが気軽に参加できる身近な文化活動などの充実が求められています。

アンケート結果によると、1か月以内に文化・芸術活動をおこなった方は45人、今後参加したい、参加し続けたいと回答された方は83人います。

また、障がいのある方の文化・芸術活動を推進するために必要なこととしては、「移動手段の確保」が一番多く、次いで「場所の確保」、「指導者の確保」の順となっています。⑮

各種障がい者スポーツへの参加促進のため、同行援護や移動支援サービスの提供確保に努めます。

また、スポーツの場の提供に努めます。

⑤文化活動への参加の支援

県障がい者芸術文化祭への参加を周知し、創作活動等発表の場を設け、創作意欲を高めます。

障がい者の文化活動を振興するため、講座開催や作品出展の情報提供に努め、活動機会や発表の場の充実を図ります。

障がい者が健常者とともに、文化に親しむ機会が増えるよう、障がい者の自主的な文化活動への参加を支援します。

◆バリアフリー推進事業

現状と課題	対応方向
1 権利擁護の推進 ①障がい特性により判断能力が十分ではないため、各種制度やサービスの利用契約が困難であったり、身の回りのことや金銭管理ができないなど、さまざまな問題を抱えている方が見受けられます。 日常生活上の判断が十分にできない方々に、地域で安心して生活できるよう、市社会福祉協議会が地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）を実施しています。市社会福祉協議会と連携を図りながら、福祉サービスの利用援助、金銭管理、書類の預かりサービスなどを実施しています。 ②成年後見制度は、利用が必要と思われる方があっても、申し立てを行う時の手続きや金銭面での負担が重いなど、制度の利用が困難な場合があります。 アンケート結果によると、成年後見制度について名前も内容も知っている方は、全体の25%、名前は聞いたことがあるが、内容を知らない方は31%、名前も内容も知らない方は44%でした。 障がい者やその家族の高齢化に伴い、成年後見制度などの制度が必要になるケースが増えてくると思われますが、認知度は低く、障がいの方の権利擁護の関する制度の普及、啓発を図っていく必要があります。⑰	①地域福祉権利擁護事業の実施 知的障がい者、精神障がい者等に、福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理等を実施するための地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）について、市社会福祉協議会と連携を図りながら事業を実施していきます。 ②権利擁護に関する制度の普及啓発 障がい者の親亡き後を見据え、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度などの障がい者の権利擁護に関する制度の普及、啓発を図ります。 また、成年後見制度により支援を必要とする障がい者のうち、制度利用に必要な経費の負担が困難な方にその費用の一部を助成します。 成年後見制度の申立人がいない場合は、市長が代わって申立人になり、制度の利用を図ります。

③虐待は、身体的、心理的、性的、経済的なものや、介護・世話の放棄など多岐にわたっています。平成24年には「山陽小野田市障がい者虐待防止センター」が障害福祉課に設置されましたが、相談件数は少なく、問題が表面化しにくい状況にあります。

④障がいを有する有権者にとって、その障がいの状況、程度等により選挙に関する情報の取得や投票所での投票に支障が生じる場合があるため、障がいのない人に比べてより一層配慮する必要があります。

③-1 虐待に対する専門機関との連携

虐待に対する取組みについては、「身体障害者更生相談所」、「知的障害者更生相談所」、児童相談所、健康福祉センター、精神保健福祉センター、警察署、相談支援事業所などの専門機関と連携し、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組めます。

③-2 自立支援協議会権利擁護部会の開催

自立支援協議会の専門部会である権利擁護部会で、虐待予防に関する取り組みの検討を行っており、事業所等に対する研修を企画、開催しています。

④選挙における環境の整備

市議会議員選挙及び市長選挙、住民投票において、障がい者団体等と連携・協力し、点字及び音声による選挙情報の提供に努めるとともに、すべての選挙、国民審査、国民・住民投票において、スロープ・車いす等の設備、点字器・虫眼鏡等の備品の整備や常時人的介助が可能な体制ができているか、障がい者の視点に立って再度点検を行い、障がいを有する有権者が円滑に投票できる環境を整えます。

2 障がい者差別解消法の推進

①障がい者が市民の一員として安心して生活するためには、障がい者自身が自立を図る一方で、すべての市民が障がい者に対し、必要に応じて自然に手を差し伸べるようなまちになることが必要です。そのためには、市民一人ひと

①-1 障がい者差別解消相談窓口の設置

障がい者差別解消相談窓口を障害福祉課に設置し、相談に応じます。
また、「障がい者差別解消支援地域協議会を」設置し、障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための

りの、障がいと障がい者に対する理解が必要です。

アンケート結果によると、障がいがあることで差別を受けたり、嫌な思いをしたことが「ある」方は 15%、「少しある」方は 13%、「ない」方は 72%でした。⑫

すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成 25 年 6 月「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定され、平成 28 年 4 月から施行されています。

障がいの方の地域移行の実現のためにも、市民一人ひとりの障がいと障がいの方に対する理解が必要です。

②精神障がい者に対する社会的偏見は依然根強く、そのような偏見を除去するために精神疾患に関する正しい知識の普及や理解を進めるため、精神保健福祉講座を実施しています。

③障がいのある方に対する理解を促進しようとする活動として、学校や地域等さまざまな場において、障がいのある方との交流の機会を増やすなど、今後も交流活動の充実を

取り組みを効果的かつ円滑に行います。

①-2 合理的配慮の提供

市主催の講演会等では聴覚障がいの方への意思疎通に関する合理的配慮の提供として、意思疎通支援者を派遣します。

また、市広報や障がい福祉のしおり等市からの情報を点訳及び音訳で作成し、視覚障がいの方への合理的配慮に努めます。

②障がいや障がいのある方への理解の推進

「障害者週間（12 月 3 日～12 月 9 日）」、「精神保健福祉普及週間（10 月下旬～11 月上旬の 1 週間）」を中心にした広報等の実施や精神保健福祉講座の開催などにより、障がいや障がいのある方に対する市民の正しい理解と認識の普及を図ります。「障害者週間」においては障がいのある方による作品展等を実施します。

また、山口県が取り組んでいる「あいサポート運動」を推進します。

③交流教育の充実

障がいや障がいのある方についての理解を深めるため、児童生徒に対する福祉教育を推進するとともに、お互いの立場や心情を思いやり、相互に協力し合う精神や態度を養うた

図っていく必要があります。特に、「こころの壁」を取り除くためには、幼児期から障がいのある方と日々の生活のなかで自然なふれあいが大切です。	め、保育園・幼稚園、小・中学校などにおいて、ふれあう機会を設けるなど交流教育の充実を図ります。 また、地域社会の方々の障がいや障がいのある方についての正しい理解と知識を深めるため、障がいの模擬体験の場や障がいのある方と接する内容を含めた社会教育、生涯教育の充実を図ります。 「ヒューマンフェスタ～人権を考える集い～」や「人権講座」において、人権課題の一つとして障がいのある方の人権を取り上げ、広く市民の意識啓発を図ります。
3 ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進 ①障がいのある方や高齢者をはじめ、すべての人が容易に安心して行動できる「福祉のまちづくり」を推進していますが、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた福祉のまちづくりをさらに進める必要があります。 ②公共的施設の整備については、「高齢者、障害者の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー新法）」や「山口県福祉のまちづくり条例」に基づいて整備が進められ、社会環境の変化等により、新たなニーズが生じており、生活環境の整備を一層促進する必要があります。	①ユニバーサルデザインの普及・啓発 はじめから誰もが使いやすい施設や設備などをつくろうというユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発を図ります。 ②バリアフリー新法や山口県福祉のまちづくり条例に基づいた施設整備の推進 「高齢者、障害者の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー新法）」や「山口県福祉のまちづくり条例」等の基づいた施設整備を推進します。
4 地域共生社会を目指したまちづくりの推進 ①障がいのある方が豊かな在宅生活を営むためには、公的な福祉サービスの充実とともに	①障がいに対する地域の理解の推進 民生委員・児童委員や福祉員、自治会長などに障がいのある方の現状

に、地域の住民相互の助け合いによる地域福祉の推進が必要です。

市社会福祉協議会では困ったときお互いに助け合える組織づくりを進める「福祉の輪づくり運動」が展開されていますが、これを引き続き進める必要があります。

②市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターを中心として、ボランティアの養成研修、登録あっせん、ボランティア活動の普及啓発、相談等を総合的に実施するとともに、ボランティア意識の醸成を図っていく必要があります。

障がいのある方が地域生活をしていく上では、保健・医療・福祉サービスの担い手や、障がいのある方を支えるボランティアの養成及び活動の充実が求められています。

③障がいのある方は、災害時にはその行動に多くの困難が伴い、避難生活では厳しい環境下におかれるなど、特に支援が必要なことから、平常時から障がいのある方に配慮した防災体制を構築し、安全体制を確保していく必要があります。防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時における避難体制の周知や近隣住民の支援

を理解する機会をつくり、制度やサービスを周知し、情報を地域の中で活用して、支援が得やすくなるように努めます。

市社会福祉協議会により「社会の輪づくり運動」が展開されています。また、民生委員・児童委員や福祉員、自治会長による三者交流会が開催され、身近な地域福祉の充実が図られています。引き続き推進するとともに、地域福祉の牽引役として、福祉を取り巻く環境の変化に対応しながらその活動の一層の振興を図ります。

②ボランティアの支援及び

人材の確保

ボランティア活動の拠点となるボランティアセンターの整備、充実を促進するとともに、ボランティアの養成研修を実施し、ボランティア活動に意欲のある方の支援を行います。

また、障がい福祉サービスの充実に伴い、福祉人材確保や資質の向上に努めます。

③福祉コミュニティの構築

市社会福祉協議会との連携により、地区社協による見守りネットワークを充実させ、非常時のみならず日常の生活において、障がいのある方が安心して暮らすことができる福祉コミュニティの構築に努めます。

体制を整備することが重要です。

④地域生活を送る上で、福祉分野に加え、保健医療や就労などの分野にまたがって支援を必要とする方も増えてきています。

今後は、専門人材の確保が困難になることで、対象者ごとに公的支援の提供機関を安定的に運営することが難しくなる可能性があります。

地域における多様な支援ニーズに的確に対応していくためには、公的支援が個人の抱える個人課題に対応するだけでなく、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応していくこと、また地域の実情に応じて、高齢・障がいといった分野をまたがって総合的に支援を提供しやすくすることが必要となります。

④地域共生社会を目指して

人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認め合い、時に支えあうように、人と人とのつながりの再構築に努めます。

そのために、自分の暮らす地域をより良くしたいという地域住民の主体性に基づいて『他人事』ではなく『我が事』として行われるよう、地域づくりに取り組みます。

市民が生活における楽しみや生きがいを見出す機会を提供することができ、働きながら地域づくりに参画しやすい環境づくりに努めます。